

## 令和6年度 町税等の納期限(口座振替日)のお知らせ

納期限 (口座振替日)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	5/31 (金)	7/1 (月)	7/31 (水)	9/2 (月)	9/30 (月)	10/31 (木)	12/2 (月)	1/6 (月)	1/31 (金)	2/28 (金)
税 目 等	軽自動車税(種別割)	全期								
	固定資産税	1期 一括		2期		3期		4期		
	町県民税(普通徴収)		1期 一括		2期		3期		4期	
	国民健康保険税 (普通徴収)			1期 一括	2期	3期	4期	5期	6期	7期
	後期高齢者医療 保険料(普通徴収)			1期 一括	2期	3期	4期	5期	6期	7期

### 固定資産税についてのお知らせ

令和6年度の固定資産税の納税通知書を5月上旬に送付します。課税内容は、同封の課税明細書にてご確認ください。なお、課税明細書の再発行はしていませんので大切に保管してください。

固定資産税は令和6年1月1日現在の現況地目で評価決定・課税し、その時点の所有者に通知されます。令和6年1月1日以降に発生した売買や相続により所有者が変更されても、今年度の課税には反映されません。

#### ■納税通知書が届かない?

所有している固定資産の課税標準額の合計が、土地で30万円、家屋で20万円に満たない場合は固定資産税が課税されません。このため、固定資産を所有していても納税通知書が送付されない場合があります。

#### ■評価が下がっても税額が上がるのはなぜ?

評価額が同じであれば税額も同じというのが平等な税負担となりますが、宅地および宅地比準の雑種地の場合、急激な税負担の上昇を避ける措置として、平成9年度以降徐々に課税標準額が評価額に近づくよう調整しています。評価額が減少しても税額が上昇している土地もありますのでご理解ください。

#### 【固定資産税の減免申請】

下記に該当する方は減免の対象となる場合があります。また、その他の事情により固定資産税の納付が困難な方は町税務課までご相談ください。

- ①生活保護世帯の方
- ②火災、雪害、風水害などで被害を受けた方
- ③所有地を集落会館など公益のために使用されている方

### 軽自動車税(種別割)・固定資産税の減免申請期限は5月31日(金)です

**ご注意ください**

- 納期限の過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できません。
- 申請は町税務課で受付しています(各出張所では受付していません)。

### 国税徴収法に基づく滞納処分(差押え)について

町では町税を滞納された方に対し、督促状や催告書を送付するなどして、できるだけ早期にかつ自主的に納付していただくようお願いしています。

収入や財産がありながらそれでも納付していただけない場合には、納期限までに納付された方との公平を保つため、地方税法に基づく滞納処分(差押え)を行っています。

差押えをする財産には、預貯金、給与、生命保険、交付金、不動産などがあり、差押えた財産は税金に充てられます。やむを得ない事情により納めることができない場合はそのまま放置せず、まずは相談してください。

#### ■令和5年度財産等差押え状況(令和6年3月31日現在)

差押え件数149件 差押取立金額6,618千円

※件数には差押え後、自主的に納付された件数を含みます。

**「おーいっ!」と呼ばば「はーいっ!」と駆け付けます!  
「やまびこ座談会」をあなたの行政区で開催してみませんか?**

町では、町民の皆さんの声を直接お聞きする機会として「やまびこ座談会」を開催しています。「町長に直接話を聞いてほしい」「町づくりについてじっくりと聞いてみたい」など、どんなことでも構いませんので、お気軽にお問い合わせください。座談会で寄せられたご意見・ご要望のうち、実現が可能なものは町政に反映していきます。  
※町長の公務の都合により開催日時を調整させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

**開催期間**◆10月31日(休)までの平日  
**開催時間**◆午前10時から午後8時までの時間帯で1時間程度  
**会場**◆行政区が指定する会場(会館など)  
※会場手配や当日の準備は、行政区でお願いします。  
**申込方法**◆開催を希望する日の1カ月前までに、下記へお申し込みください。

申・問 町総務課 秘書広報班 ☎0187(84)1111

住民生活課

**マイナンバーカードを作りたい方へ**

町住民生活課では、マイナンバーカードの申請サポートを行っています。本人確認書類を持参すれば、その場で写真撮影して申請することができます。料金は無料で、事前予約も不要です。美郷町で申請できるのは、町内に住所があり、申請から2カ月以内に転出予定がなく、申請者本人が(15歳未満の方は法定代理人と一緒に)窓口に来ることができる方です。

**ショッピングモール内で申請ができます**

イオンモール大曲2階のフードパーク出入口付近にある「自治体スマートカウンター(みんなの窓)」でも、申請サポートを行っています。年中無休で午後8時まで利用できますので、平日の日中に役場に行くことの難しい方や、イオンにお買い物に行く機会のある方はぜひご利用ください。

**自治体スマートカウンター(みんなの窓)**  
☎0187(66)0660

**申請をご希望の方のお宅を訪問します**

高齢の方や介護を受けている方、障がいのある方など、役場に行くことが難しい方を対象として、ご自宅を訪問してマイナンバーカード申請のお手伝いをします。顔写真はその場で職員が撮影し、費用は無料です。準備していただく物や日程の調整がありますので、ご希望の方は下記へご連絡ください。

**町住民生活課 マイナンバー専用電話**  
☎0187(73)6366

問 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

**今月の粗大ごみ収集について**

今月の粗大ごみの収集は、下記のとおりです。  
**収集日**◆5月16日(休)  
**申込期間**◆5月7日(休)~5月13日(月)  
(平日の午前8時30分から午後5時まで)

事前に美郷町シルバー人材センターへの申し込み(☎0187(84)0307)と収集券の購入が必要です。  
※詳しくは「美郷町家庭ごみの分け方・出し方」4ページをご覧ください。



**ごみを集積所に出すときはルールを守りましょう**

- ①ごみを分別し、町指定ごみ袋を使用してください。
- ②町指定ごみ袋に「行政区・氏名」を必ず記入してください。
- ③動物による食害、周辺への臭いなどを防ぐため、袋からごみが出ないようにしてください。
- ④集積所にはなるべく当日の朝(午前8時まで)に出してください。

上記を守らず集積所にごみを出す行為が散見されています。  
ルールを守らない場合は集積所よりごみ袋を収集しない場合がありますのでご協力をお願いします。

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903